

焼津高等学校（静岡県焼津市）

焼津高校は、「津波対策のマニュアル」をもっているということで注目された。日本私学研究所の山崎と、調査委員の原がお伺いした。当初学校をお訪ねする予定であったが、その予定の日に静岡県私学協会の防災安全教育専門部の研修があるということで、静岡私学会館で、研修の合間のお忙しい中をぬって、お話しを伺うことができた。久保山隆敏校長先生の主に話していただき、防災担当の松永安史先生から補足的説明をいただいた。

1. 焼津高等学校の危機管理体制

私たちの学校は、東海地震の危険地域に入っている。海拔 2.7 m、海から 600 m、（間に港があるが）地震・津波の対策は常にやっていなくてはならないと思っている。

加えて、静岡の協会の防災安全委員会の委員長になって、自分のところで何もしてなくては示しがつかないということで、この 4 年間、いろいろな対策を講ずるということでやってきた。

この 4 月 5 日に、東日本大震災を踏まえて、あらためて職員に出した「学校危機管理マニュアル」という、改訂した文書がある。これは、緊急時防犯マニュアル、地震対策マニュアルなどを包括したものであり、その一環として、3-2 のところに「地震発生に伴う津波対策」がある。特別津波対策だけを独立してつくったものではない。地震防災対策の一環としてある。中身はそんなに詳しくない。一番簡単なことが載っている。地震や火災はグランドだが、津波は 3 階 4 階に逃げることになっている。

始業式の前の日の職員会議にこれを配布し、これに基づき、防災訓練などの計画を教員たちが練り上げることになっている。

マニュアルは、まず、「生徒在校時」と「生徒在宅時」に分け、さらにそれぞれの項目で、「津波警報（注意報）が発令された場合」と、実際に「津波が発生し、浸水した場合」とに分けてある。このマニュアルの眼目は、地元住民が来た場合に生徒と住民をしっかりと分けることである。このことは、神戸の大震災のときの避難所生活の教訓を生かしたものである。<資料 1>

「一部の生徒が介護他お手伝いに従事することがある」としたのは、本校では総合学科の中でホームヘルパー 2 級の資格を取らせる授業がある。車いすなどもある。こうした生徒には手伝わせる場合があることをマニュアルに明記した。私の学校は、焼津市指定の「津波一時避難ビル」で、収まつたら正式な避難所（大村中学校）に移動することになる。し

かし私の学校に来た時点だけがをされている、あるいは動けないなど住民がおられる場合が考えられるからである。

なお、ここから移動する正式な避難所は川のそばにある。万一その堤防が決壊して被災してしまった場合は、私の学校が避難所にならなくてはならない可能性もある。何が起きるか分からぬ。そういう場合も対応できるようにしておかなくてはならないと思っている。

マニュアルのもとになったのは、焼津市から平成 17 年 12 月に「避難ビル」指定の要請が来た。新しく校舎建築した時に市から 2000 万円補助をいただいた関係もあって応諾した。それで「使用規定」をつくろうということになったことからである。<資料 2>

平成 18 年に地域住民の方々に集まつていただき、話をした。同じような話を今年の 5 月 24 日にもした。<資料 3>

ここが最悪の場合避難所になる可能性もあることを考え、昨年度焼津市に、学校として生徒と教職員分の備蓄はあるが、一般住民の分はありませんというわけにはいかない。避難して来るであろう住民の食糧や毛布を本校の防災室に預けてほしいと要望した。今年 6 月に毛布 250 枚、25 年保存可能な宇宙食 2000 人分が一般住民用として来た。

これとは別に 4 年前から、初年度 60 万、その後 30 万、30 万、今年 20 万円と買いそろえ、生徒用にも住民用にも使える汎用性のあるものとして用意してある。<資料 4> 生徒の分は独自にかんぱん、水、氷砂糖などを年度ごとに備蓄している。あくまで学校備品としてである。それまで用意していなかった発電機も 25 ワット用のものを 2 台設置した。一ヵ月に一台ずつ回して、点検している。今月になって、市の消防局から、地盤沈下の調査と、夜間照明用に、夜間になると点灯するソーラー式のライトを住民が避難してあがつて来る階段に設置し、あわせてこのガラスを割って入ってくださいというシールが来た。

市の要請に応えて、津波の一次避難ビルになって、住民も喜んでくれたが、3 月 11 日当日警報が出て、サイレンも鳴ったりしたが、住民には何の危機感もなく、実際に来たのは 2 人しかいなかつた。1 時間ほどで帰ってしまった。

5 月の市の避難訓練には 40 名ほど来るからという連絡を受けて、40 名分のプリントなどを用意して待っていたが、実際には在校生と同数の 400 を超える人々がやってきた。震災当日の映像を見て住民の間に危機感がぱっと広まったからだと思う。日曜で教員は防災担当の 6 人しかいなかつたので、たいへんだった。マイクも用意していなかつた。自治会の人は大勢の前で話すのになれていないからと、こちらが説明するよう頼まれた。住民からは、防災室があり、備蓄品まで学校が用意してくれていたと知り、こんなところまでやってくれるのかと喜ばれた。8 月の避難訓練もすごい人数だった。車いすなどの方も見えた。部活動の生徒たちを使って車いすと上まであげたりした。

9 月 15 ~ 17 日と被災地の福島の学法石川や仙台の常磐木学園南三陸町のホテル観洋を訪ねた。びっくりしたのは避難住民が押しかけてきたのに全く備蓄していなかつたということだ。正直、静岡の方が対策も意識も数段進んでいると思った。本校は女子校なので、ナップキンなども備蓄している。3 年かけて、生徒数の 4 分の一まで用意した。1 年目には思いつかなかつたが、保健室から言われた。薬局に行つたら、船乗りが必ず用意して行く

と聞いた。けがをしたときなどに止血に使うとのことだった。焼津は漁業の町なので、そういう知識が入ってきた。

住民に対しては、ここはあくまで一時避難ビルであり、学校の一角は開放するが、退避場所であり、別の避難所に移ることになっている。移動のお手伝いなどはするが、学校の保健室で手当てするわけではないことなどを、よく説明した。

心配なのは、ここは駅に近い。地域住民だけではなく、JRが止まって帰れなくなったり勤め人や乗客などが押し寄せたらどうしようかということだ。「想定外」という言葉は使ってはならないということだが、そうすると際限なく広がっていくことが懸念される。避難民は350人位を見込んでいるが、実際になるとわからない。ペットを連れてきた人はどうしようかと、きりがない。

2. 震災当日の対応

当日学校は期末テスト最終日で12時には終わっていた。放送設備は生きていたのすぐ退避するよう指示した。運動部や吹奏楽部などで100人ほど残っていたが、体育館やグランド、あとは吹奏楽部の練習所などで把握はしやすかった。3年生が卒業していかつたこともよかったです。様子を見たが、交通機関は止まっていた。それで、学校では使用禁止だった生徒の携帯で、まず家に連絡しなさい。迎えに来られる生徒は迎えに来てもらいましょうと指示した。携帯の使用禁止は持ち込みの禁止ではなく、校内では電源を切るということだったので、緊急事態だから電源を入れてよしとした。交通機関が止まった以外特に被害はなく、家に帰れないという生徒が出ただけだったので、手分けして5,6台の車で分散して送った。震度も4で、大渋滞というのもなかった。一渡り終わったと思ったら、駅にまだ残っている生徒がいつといでのうで、2,3分の駅に迎えに行って、また親と連絡して、迎えに来るまで待たせた。最終的に8時に学校を閉めることができた。このあたりはリアス式ではないので、津波も50センチから1メートルくらいだった。ライフラインも生きていたし、一時期携帯がつながりにくくなつたくらいだ。

防災担当は3人いて、責任者の一人は当日東京に出かけていて不在だったが、残り2人ので計画通り指示を出し、的確に動いてくれた。県内の私学では宿泊した生徒もいた。清水と富士との間が津波に襲われる可能性があるということで、次の日まで通行止めになってしまったからだ。

津波マニュアルは、簡単に思えるかもしれないが、あまり細かく決めてても、実際は動けない。できるだけ簡略な方がいいと思っている。実は詳しいマニュアルは事務室にあるのだが…、個々人にはできるだけ簡潔な方がいいと思う。実は、ある中学生が受験で来たとき持っていた下敷きに、地震が来たこうしろとか、津波が来たらどうしろとか、実際に簡単明瞭な指示が書いてあった。これだと思った。小学生にはもっと簡略な指示もある。

私も見学に行つたが、釜石東中学校の経験に見習う必要がある。最終判断は自分の頭で考えろということだと思う。

3. 静岡私学の震災対応アンケート

静岡の私学として、平成 11 年にアンケートを実施していたが、今回の震災をうけて、全く同じアンケートを実施して、10 年前との変化を調査した。県内全私学の 49 校からすべて返ってきた。結果は、地震速報装置とメール一斉配信が入ってきたことが、大きな変化である。意識はほとんど変わっていない。また同じアンケートで 3 月 11 日当日の対応についても聞いている。私も所感を書いた。参考にしてほしい。<資料>

①地域首長との会合を持つ学校が増加しているとか、②職員の組織化が進んでいるが、生徒のボランティアは減ってきており、③継続事務はやっているがマンネリ化している、④県から配布されたマニュアル・ビデオなどは校務分掌の交代のたびにうまく引き継がれず紛失している、などがわかった。⑤学校のマニュアルはほぼ完備されている、今後職員生徒に周知される段階であろうと思われる、

今回の震災を受けて、地域住民との話し合いにはだいぶ動きがあるようだ。この間も島田の方から、どうやっているか問い合わせがあった。自治会長や総代という地元の住民の代表は 2 年とか 4 年で交代する。それに合わせて話し合いがもたれている。以前は地域との連携は正直言ってなかった。ここ 5, 6 年で、だいぶ地域との話し合いがもたれたり、市の姿勢も変わってきてているように思う。

<資料 1>学校危険マニュアル 3-2 地震発生に伴う津波対策

本校は海岸から約 600 m、旧港から 400 m、海拔 2.7m の地にあり、津波発生の際は、浸水区域となる。当初約 50cm とされていたが、平成 23 年 3 月 11 日の大震災により、焼津市では現在見直しを図りつつある。

本校は、生徒の生命安全を第一に考え、なお地元住民の避難をも受け入れることとし、次のような対策を講ずる。

A 生徒在校時

1 津波警報（注意報）が、発令された場合

本部を本館 2 階会議室に設置、校長が指揮を執る

生徒は直ちに本館 3・4 階に避難させる

各クラスごとに担任、学級委員（防災）をリーダーとし、本部と密接な連絡をとる

警報が解除されたら直ちに帰宅措置をとる

ただし交通機関がストップしている場合は帰宅可能な生徒は帰し、帰宅不可の生徒は学校本館に留める

北館は市の一次津波避難ビルとして開放し、地域防災役員に統率を依頼する

学校側と地域側が協議し、学校優先で指示に従うよう今後の検討をする

地域住民は、避難中本館の生徒との接触がないように厳重に指示する

ただし、生徒の一部は住民の介護他お手伝いに従事することがある」

2 津波が発生し、校内が浸水した場合

生徒は上記の通り、解除まで本館での避難生活を送る

帰宅可能な生徒については、保護者の迎えまたは許可を要する

地域避難者は、「緊急且つ一時的に避難する施設」として、生徒の授業再開に支障のないように生活し、津波被災了の時点で市・消防署の指示に従い、地区指定避難地である大村中学校に移動する。

- 3 上記いずれの場合も家庭に対し、可能な限りメール一斉配信で状況を知らせる
生徒避難生活における備蓄用品は別紙の通りである

B 生徒在宅時

- 1 津波警報（注意報）が、発令された場合

生徒は警報解除・交通機関再開まで自宅待機させる

地域住民は、北館2階昇降口を上がり、ガラスを破り、施錠をはずし入室、直ちにリーダーを定め、本校職員と連携をとりつつ避難生活の安全を図る

- 2 津波が発生し、浸水した場合

生徒は安否情報をメール・電話・携帯電話等、可能な手段で学校または担任に知らせる

被災了、警報解除・交通機関再開まで自宅待機させる

地域住民については前述の通りである

- 3 学校再開の情報はメール一斉配信で確認させる

不可能の場合はラジオ・テレビ、インターネット等でも確認させる」

<資料2>焼津市指定「津波避難ビル」 焼津高等学校北館使用について

<資料3>学校・地区防災連絡会開催のお知らせ

<資料4>使用施設の概要

<資料5>防災用品の数

<資料6>静岡県私学協会 学校防災に関するアンケートの結果報告

平成23年度版

学校危険管理マニュアル

1 学校危険管理マニュアル

2 緊急時防犯マニュアル

3 地震防災対策マニュアル

地震に伴う津波対策

4 消防計画書

焼津高等学校

静岡県焼津市中港一丁目1番8号

電話 054-628-7235

E-Mail : yaizu-h@thn.ne.jp

1 学校危険管理マニュアル

1. 学校での危険管理（Risk Management）について

学校を取り巻く危険要因（不法侵入・傷害事件、登下校時の交通事故、校内暴力、地震、火災など）は、多岐に渡ると共に年々複雑化している傾向がみらる。

① 危険管理（リスク マネージメント）の必要性

危険管理とは、単に事件・事故発生後の対応としてではなく、日頃より危険に対する意識を持ち、発生防止に努めると共に、発生した場合の損害を軽微なものとし、少しでも損害を填補できるように危険を管理することである。

② 学校での危険管理

学校は、生徒にとって安心して学ぶことができる安全な場でなければならぬが、最近ではこの安全を脅かす事件・事故が後を絶たない。被害は年々増加し、教育現場では危機感をつのらせている。このためにも、事前に事件・事故に備えて、日頃より適切な危険管理体制を確立しておくことが急務となっている。

③ 危険（リスク）のとらえ方

危険の用語は、3つの段階に分類される。

危険は、「生徒の生命や校舎等に損害・危害をもたらす様々な危険要因（Peril）ができるかぎり防止し、事件・事故等身体的損傷・経済的な損失が発生（Risk）した場合には、原因（Hazard）を調査しつつ、被害を最小限に抑さえできるかぎり現状復旧の状況にするために適切かつ迅速に対処すること」の3つに分類される。

④ 事前の危険管理

事前の危険管理とは、事件・事故の発生を極力未然に防ぐを中心とした危険管理である。ここでは、早期に危険要因を発見し、その危険を除去することに重点が置かれる。学校を取り巻く危険要因とは、地震、火災、台風などの自然災害、インフルエンザを含む感染症、授業や課外活動における事故、通学途中の交通事故など多種多様な危険要因が予想される。その中でも学校への不審者侵入などの犯罪は、生徒や教職員等の生命や心身等に対し直接安全を脅かすことはもちろんのこと、学校に対しても深刻な被害をもたらし、近隣住民をも不安におとしれるものであり、学校の危険管理の対象としては、非常に重要な危険要因である。従って、防犯にかかる学校の危険管理体制の確立は、学校において緊急かつ重要な課題である。

⑤ 学校の危険管理における体制

学校の危険管理体制においては、理事長・校長が責任者となり、すべての教職員が安全対策に参加し、それぞれの状況に応じて役割分担し、連携を深めながら活動していくことが必要である。

また、教育委員会をはじめ、地元警察、警備会社など関係機関・団体との連携を日頃より連絡し合い、協力し合うことが必要である。又保護者や地域住民にも協力を願うことにも重要である。ホームルーム活動、全校集会、保護者会等の場において学校内外における安全教育を通じて、生徒に自他の安全を守る態度を養い、自分自身での危険対策（自分の安全は自分自身で）を学ばせるとともに、「命の大切さ」も合わせて教えることが必要である。

2. 学校における危険管理の基本方針

学校における危険管理の基本内容を挙げれば

- ① 校長、教頭、副教頭、生徒指導主任、防火管理責任者等を中心にして、危険管理体制づくりを進める。
- ② 家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら、学校周辺等における不審者等の情報を把握する。
- ③ 地域の団体や地元住民への協力を求める。
- ④ 教職員に対し、危険管理に関する意識の向上、維持に努める。
- ⑤ 事件・事故発生時における優先順位を明確にする。などがあげられる。

3. 地震・防火・防犯マニュアルの作成

地震・防火・防犯については、特に急務の課題であるため、以下それぞれのマニュアルを作成した。

特に平成23年3月11日の東日本大震災の経験を今後に生かすため、津波対策にも真剣に取り組むべく職員会議にてマニュアルの作成を報告した。

2 緊急時防犯マニュアル（防犯対策）

1. 平常時の対応

- ① 通常来校者への対応
正門からの来校者・事務室にて対応
生徒通用門からの来校者・教職員が対応・事務室へ案内
- ② 朝礼時・終礼時・LHR時「安全対策について」担任から地域の現状
(生地研・学警連からの報告を取り入れながら) 説明
- ③ 夜間・休日での対応
日直は、朝・夕戸締まりの確認・夜間は、警備会社の巡回
休日は、駐車場・運動場の施錠
- ④ 地元住民への協力・日頃より地元住民と対話
- ⑤ 登下校の安全確認・自転車通学者の通学路の指定と情報提供
電車通学者のマナーの指導
- ⑥ 登下校時の通用門・駅周辺での生徒指導

2. 不法侵入者に対する平常時の対応

- ① 5月防火訓練時及び9月の地震防災訓練時に第1運動場へ地区ごと集合)
侵入者に対する避難訓練も合わせて実施
運動場または講堂への避難・各組ごと事務室前の安全担当者に報告
(代表委員1名がクラス・人数・欠席者・不在者を報告)
- ② 7月警察による「交通安全教室」及び「防犯について」の講演
薬剤師による「薬学教室」の講演
- ③ 終礼時・朝礼時・LHR時「安全対策について」担任から地域の現状
(生地研・学警連からの報告を取り入れながら) 説明

3. 緊急発生時の不法侵入者への対応

- 不審者 A. それぞれ退去を求める。再度の来校の場合・教職員へ
緊急連絡 説得
生徒に危害が及ぶ恐れがあるという事態では、生徒の安
全を守るために極めて迅速な対応が必要。
相手に対しては丁寧かつ冷静に対応
- B. それでも退去しない場合は、地元交番へ連絡
- C. 教室等へ侵入した場合・教員は、発見次第生徒を誘
導・隔離する。
相手に対しては丁寧かつ冷静に対応
危険な状況の場合は、教員・生徒は各階の廊下にある
非常火災ボタンを押す。(相手を刺激する場合があるため
充分注意)

事務室にて場所を表示板にて確認後・緊急電話を持って
確認

※ (火災警報装置のボタン下にある穴に持参した電話の配線を差し込み話)
事情が把握できたら、警察及び警備会社・消防署へ連絡
生徒の把握(状況の把握・安全確認・負傷者等の確認)
対応は複数の教職員で対応・一人は生徒への対応

事後指導

- A. 情報の整理
- B. 保護者等への対応と説明
- C. 心のケア

夜間・休日の対応

日直 朝夕戸締まり確認 夜間警備保障巡回
休日 運動場・駐車場の施錠
地元住民の協力 日頃の対話を

登下校の安全確認
自転車通学路指定 マナー指導
電車通学マナー指導
通用門駅周辺での朝指導

3 地震防災対応マニュアル要項

1. 日頃よりの対応

- ① 6月（火災等による避難訓練・警戒時の集合訓練） なまず訓練
9月（地震防災訓練）・12月（地域の防災訓練参加）
- ②防災用品の確認と確保
- ③連絡網の確認（地区会名簿利用）

2 東海地震への静岡県の情報は切迫度に応じ3段階に区別される。

- 1段階は、「調査情報」（日常の報道）
- 2段階は、「注意情報」
- 3段階は、「警戒宣言」

3 学校の対応策

「注意情報」が発せられた場合 原則として直ちに授業を中止

- ①生徒の帰宅等安全確保対策（下校指導）を行う。②救助・緊急・消防部隊及び医療関係者の派遣準備をし、③地震災害警戒本部（会議室）を設置する。

「警戒宣言」が発せられた場合 津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、各種店舗の営業中止などへの対応として、即下校、学校逗留策が検討・実施される。

4 地震が発生した場合 地震速報装置 なまず利用

（災害応急対策） 生徒への対応

- ①机の下に隠れる。②窓を開ける。③大声を出さない指示④負傷者の確認（点呼）⑤揺れが収まてもそのまま待機（数回の余震ある。）⑥本館へ移動（津波対策として2階以上に待機させる。）
(状況把握後帰宅) ⑥保護者への対応

地元地域住民への対応

- ①授業時・・津波一時緊急避難ビルのため北館3階以上の空き教室へ誘導する。その後は大村中へ誘導
本館へは立ち入りさせない

その他の対応

- ①松蔭館及び本館の水槽締め切り（飲料水確保）②電話は緑（事務室横）グレー（松蔭館）の公衆電話確保（優先使用できる）
但し、非常時ボタンを押せば災害救助法が発令されれば無料通話できる。③なお、学校の電話628-7236非常時優先電話として登録済み。④市・県への報告⑤緊急食料は、本館屋上倉庫に保管

5 発災後対策

- ①校舎内安全点検 木下建設工業へ依頼
- ②交通機関が利用できない生徒は松蔭館（本館）待機
地域避難住民への対応・・飲料水・食料の確保
- ⑤家庭への連絡

6 生徒在宅時発災対応

自宅待機指示、メール一斉配信にて安否情報確認

3-2 地震発災に伴う津波対策

本校は海岸から約600m、旧港から400m、海拔2.7mの地にあり、津波発生の際は、浸水区域となる。当初高さ約50cmとされていたが、平成23年3月11日の大震災により、焼津市では現在見直しを図りつつある。

本校は、生徒の生命安全を第一に考え、なお地元住民の避難をも受け入れることとし、次のような対策を講ずる。

A 生徒在校時

1 津波警報（注意報）が発令された場合

本部を本館2階会議室に設置、校長が指揮を執る

生徒は直ちに本館3・4階に避難させる

各クラスごとに担任、学級委員（防災）をリーダーとし、本部と密接な連絡をとる

警報が解除されたら直ちに帰宅措置をとる

ただし交通機関がストップしている場合は帰宅可能の生徒は帰し、帰宅不可の生徒は学校本館に留める

北館は市の一次津波避難ビルとして開放し、地域防災役員に統率を依頼する
学校側と地域側が協議し、学校優先で指示に従うよう今後の検討をする

地域住民は、避難中本館の生徒との接触がないように厳重に指示する
ただし、生徒の一部は住民の介護他お手伝いに従事することがある

2 津波が発生し、校内が浸水した場合

生徒は上記の通り、解除まで本館での避難生活を送る

帰宅可能の生徒については、保護者の迎えまたは許可を要する

地域避難者は、「緊急且つ一時的に避難する施設」として、生徒の授業再会に支障のないように生活し、津波被災了の時点で市・消防署の指示に従い、地区指定避難地である大村中学校に移動する。
説明

3 上記いずれの場合も家庭に対し、可能な限りメール一斉配信で状況を知らせる

生徒避難生活における備蓄用品は別紙の通りである

B 生徒在宅時

1 津波警報（注意報）が発令された場合

生徒は警報解除・交通機関再開まで自宅待機させる

地域住民は、北館2階昇降口を上がり、ガラスを破り、施錠をはずし入室、直ちにリーダーを定め、本校職員と連携をとりつつ避難生活の安全を図る

2 津波が発生し、浸水した場合

生徒は安否情報をメール・電話・携帯電話等、可能な手段で学校または担任に知らせる

被災了、警報解除・交通機関再開まで自宅待機させる

地域住民については前述の通りである

3 学校再開等の情報はメール一斉配信で確認させる

不可能の場合はラジオ・テレビ、インターネット等でも確認させる

焼津市指定 「津波避難ビル」 焼津高等学校北館使用について

前文

平成17年12月14日締結の覚書により、焼津高等学校北館2・3階（除保健室）を津波一時避難ビルとして使用することになっている。

津波避難ビルとは、焼津市内に津波が発生し、もしくは発生する恐れがある場合に緊急且つ一時的に避難する施設である。

本来は津波が発生し、もしくは発生する恐れがある場合には、津波予想区域内にいる住民に対し、避難指示が発令され、これに基づき津波浸水危険区域外の指定避難地に避難させる。

（焼津市消防防災局 総務企画課より）

使　用　規　定

1 校舎開放（津波が発生し、もしくは発生する恐れがあり、津波警報とともに避難指示が発令されたとき）

- ・ 避難者は本館職員室横の非常階段を上り、4階の扉から校舎内へ入る。
そのまま屋上（または4階）を一時避難場所とする。
その後本校職員の指示により、北館3階に移動し、本校職員および地区リーダーの指示に従って行動する。
ただし緊急を要する場合は、北館昇降口より上がるも可。
 - ・ 生徒在校時・・・北館にいる生徒を本館に避難させた後開放する。
本館3階通路より北館3階に入り、多目的教室に待機。
自主防員（または地区リーダー）の指示を待つ。
人数過多の場合は2階も開放。
 - ・ 生徒不在時・・・北館2階昇降口を上がり、ガラスを破り、施錠をはずし入室。

2 避難生活時

- ・ 生徒在校時・・・本校職員責任者と地区リーダーとの密接な連携。
校舎使用については本校職員の指示に従うこと。

地域住民は本館には進入禁止。
生徒との接触はないようすること。

本校生徒の一部が住民生活の援助に当たる場合がある。
- ・ 生徒不在時・・・直ちにリーダーを定め、本校職員と連携をとりつつ、住民の避難生活の安全を図る。

3 校舎使用期間

あくまでも「緊急且つ一時的に避難する施設」であるので
生徒の授業再会に支障のないようにすること。

津波警報解除の時点で市・消防署の指示に従い、地区避難地大村中学校に速やかに移動する。

平成23年5月14日

各 位

焼津高等学校 理事長 松永安弘
学校長 久保山隆敏

学校・地区防災連絡会開催のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のことと拝察いたします。

日ごろは本校教育事業に関し諸処ご支援いただき厚くお礼申し上げます。

さて 標記の件につき、このたび焼津市主催の津波避難訓練が実施されますのでその際会合を開き、東日本大震災の惨状を教訓として、万全の防災体制を整備いたしたいと思います。ご出席のほどよろしくお願ひ申し上げます。

記

- 一 日時 平成23年5月21日（日）午前10時30分より11時まで
(避難訓練に引き続いて実施)
- 一 場所 焼津高等学校北館3階 多目的教室
- 一 出席者 第3自治会会长 第5自治会会长
近隣総代（中港・栄町地区の一部）
上記地区自主防災員
当日の避難訓練参加者
焼津高等学校職員
- 一 内容
・非常時に於ける市指定「津波避難ビル」（焼津高等学校北館）
使用規定について
・常時 地区防災と学校との連携について
・その他

<追記>

この地域は避難場所として大村中学校が指定地となっております。
本校は平成17年焼津市より「津波一時避難ビル」に指定されて
おりますので、平成19年に一度連絡会を持たせていただきましたが
その後自治会長、総代、組長が替わられたこともあります、今回の訓練の
機会に、地区の皆様と災害時の利用についてお話し合いをしたいと
思っております。

使用施設の概要（地域防災 緊急一時避難場所）

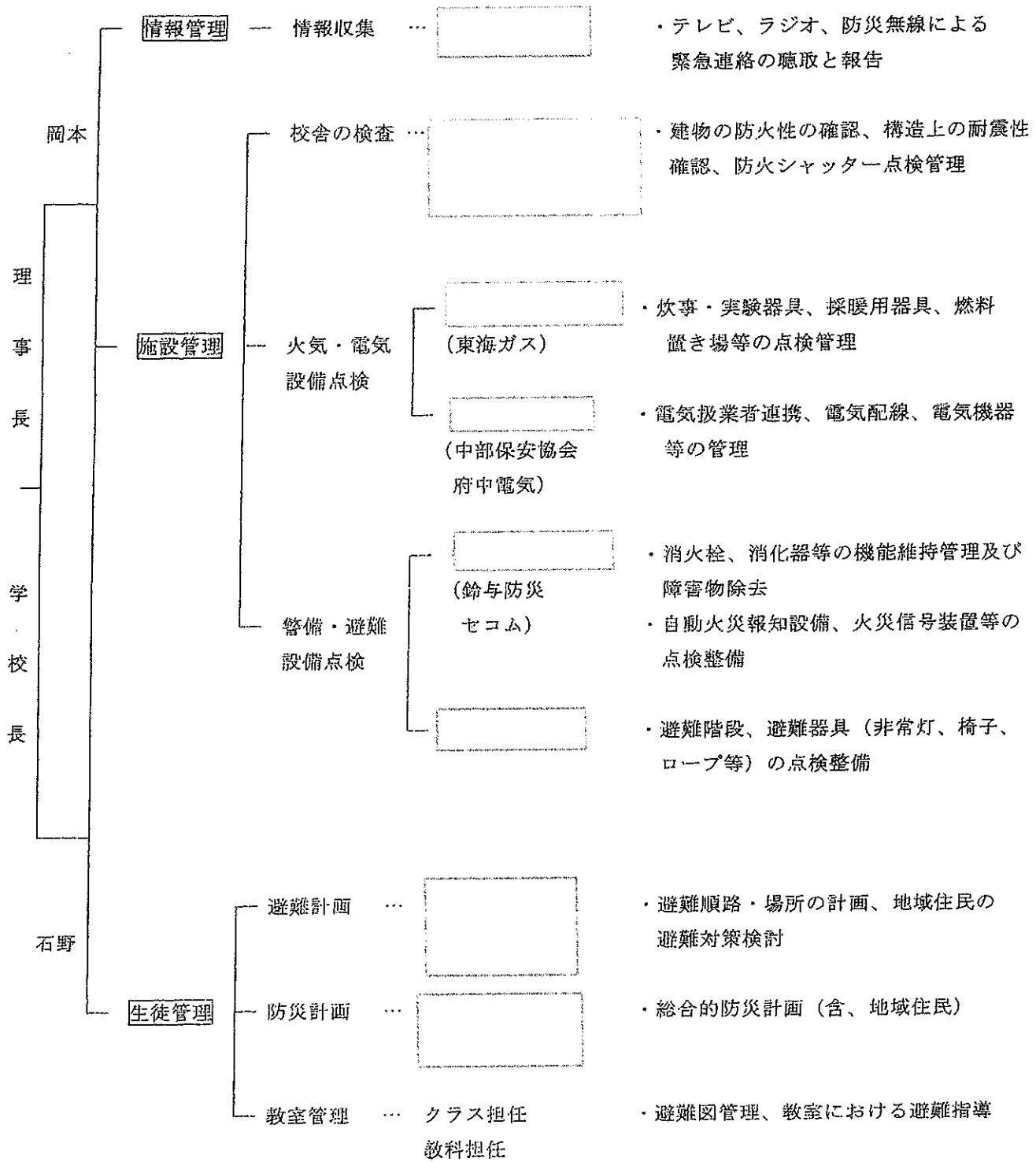
施設名称	焼津高等学校 「北館」・「本館」		
所在地	焼津市中港一丁目1番8号		
所有者	学校法人 松薰学園 焼津高等学校 理事長 松永 安弘		
建物構造	本館 鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建	建設年度	昭和 57年度
	北館 鉄筋3階建て	建設年度	平成 18年度
増改築年	なし		
耐震診断	なし		
耐震改築	なし		
避難場所	在校生は、本館3・4階に避難		
	昼間の場合、地元地域の方々は、「北館」3階にて受入(保健室以外)		
	夜間・休日の場合、地域の方々は「北館」及び本館3・4階にて受入		
収容人数	約 200名		
避難経路	北館建物西側非常階段及び2階昇降口入口		
	本館については、東側非常階段		
入 口	各建物の入口は、上記経路より出入り		
図 面	別紙		

防災用品の数

平成23年度

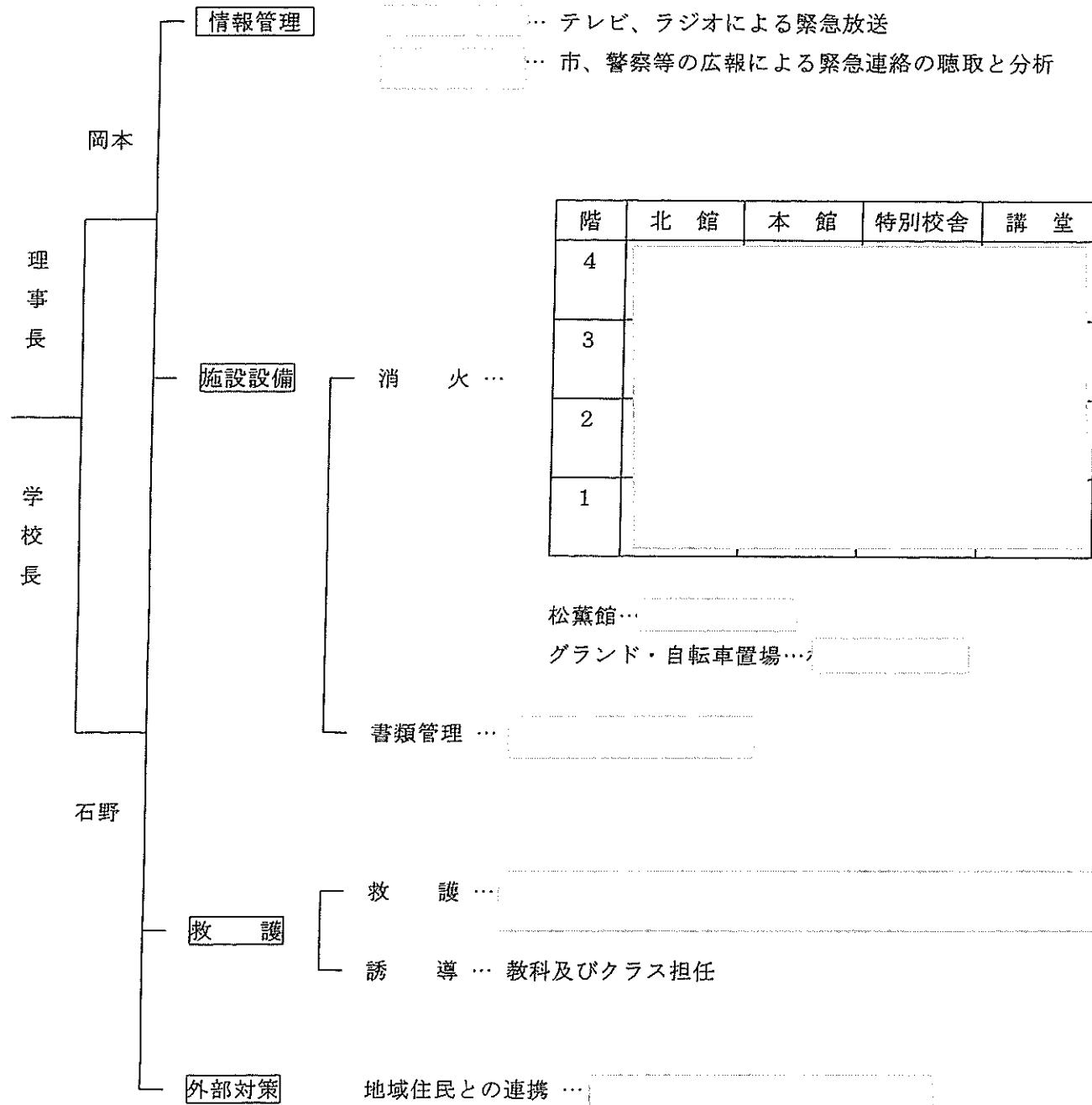
毛布	100枚
ブルーシート(3.6×5.4)	10枚
テント	3セット
キャンドル(20cm)	80本
ろうそく(約40~50cm)	1本
ゴミ袋(黒)	400枚
寝袋	170枚
ゴザ	11枚
古新聞(朝刊)	15日分
雑巾	250枚
タイガーロープ(30m)	2本
タイガーロープ(100m)	2本
ガムテープ	2本
簡易用水道ボトル	10個
アルミホイル	10本
ティッシュ	10箱
軍手	50人分
ゴム手袋	6人分
タオル	270枚
携帯簡易トイレ G-41	30個
ケンユー 簡単便利袋 5BI-40	220
携帯簡易トイレ R-16	10
サタケ マジックライス カレー	100
サタケ マジックライス 五目	320
富士 ミネラルウォーター2㍑	324
イワタニ カセットガス3本組	20
イワタニ カセットコンロ CB-AP-10	10
バナナ型多機能ラジオライトGAV-299	10
手回し発電マルチラジオライトRAD-V599	5
ヤザワ ガソリン携帯缶 YG-20	3
ヤマハ 発電機 EF23H	2
ハロゲンライト	4
体さわやか清拭タオル	60
快適安心除菌ボトル	30
ヤマハオイル1リットル	2
東芝アルカリ電池単四20本	2
東芝アルカリ電池単三40本	20
東芝アルカリ電池單一6本	4
東芝アルカリ電池単二6本	3
レインボーリール SS-20	2
サンコー 簡単ミニトイレ G-41	30
ソフィボディフィットフワピタスリム夜 12枚	30
ソフィボディフィット羽なし 40枚	120
ヤナギ YDシラカバゲンロ 100膳	30
サンナップ Eペーパーカップ 205ml 80個	30
快適上手コエコ紙食器ボウル 680ml	30
快適上手コエコ紙食器ボウル 460ml	30
999マッチ ナミガタ	5
DCM 透湿防水 レインスーツ	12
紳士 カバー付カラーブーツ	10
DCM 除菌ボトルウェット	30
簡易 ミニトイレユリアポット	80

平常時における防災対策



平成23年度

発災時の対策



焼津高等学校 消防計画書

平成23年 5月 1日作成

第1 目的

この計画は、火災等、災害の初動対応又は、火災予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、ここに勤務し、又は、出入りするすべての者が守らなければならない。

第2 自衛消防組織の編成及び任務編成表

自衛消防隊長（校長） 自衛消防副隊長（教頭）

	発災時の任務	注意情報、警戒宣言発令時及び地震発生時の任務
通報連絡担当 教頭以下	① 非常ベルを鳴らす。 ② 119番に通報する。 ③ 到着した消防隊への情報提供及び関係機関への連絡にあたる。	◎ 情報収集を担当する。 ① テレビ・ラジオ等により情報を収集する。 ② 自衛消防隊長の指示により必要な情報を収集し、館内に伝達をする。
初期消火担当 総務部長以下	① 水バケツ・消火器等を使用し初期消火させる。 ② 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。	◎ 点検担当となる。 ① 担当区域の火気及び転倒・落下防止等の被害防止措置を行う。
避難誘導担当 教科及び クラス担任	① 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導をさせる。 ② 避難誘導は、大声で簡素にパニック防止に全力を上げる。	① 第6地震対策に関することに伴い実施する。
応急救護担当 養護教諭以下	① 負傷者に対する応急処置。 ② 救急隊への情報提供。 ③ 負傷者の氏名、受傷部位をチェック表に記録する。	① 第6地震対策に関することの(5)イにある応急救護隊となる。
	7名	

(1) 上記編成表は、従業員等の見やすい場所に掲示する。(実名)

第3 当該防火対象物について火災予防上の自主検査及び避難施設並びに、防火上の構造の維持管理に関すること。

従業員又は、建物の借用者などの守るべき事項。

- (1) 避難通路・避難口・階段等には避難障害となる物品等を置かない。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品等を置かない。
- (3) 指定された場所で喫煙し、後始末をすること。
- (4) 火気設備等の周囲は整理整頓をし、使用後は安全点検を行う。
- (5) 自主点検票1（別紙1）に基づき1ヶ月に1回~月の初めに点検を行い上記自主点検表は防火管理維持台帳に保管する。
- (6) 点検の結果に、不備箇所が生じた場合は、早期に改修する。

第4 消防用設備等の点検及び整備に関すること。

担当者は、点検表に基づき定期に消防用設備等の点検を行う。

- (1) 建物に設置されている消防用設備等は、非常時の際、容易に使えるよう管理する。
- (2) 自主点検票2（別紙2）に基づき1ヶ月に1回~月の初めに点検を行い上記自主点検表は防火管理維持台帳に保管する。
- (3) 点検の結果に不備箇所が生じた場合は、早期に改修する。

第5 放火防止対策に関すること。

- (1) 建物の外周及び敷地内には、ダンボール等の可燃物が放置しない。
- (2) 従業員等の死角となる場所には施錠に心がけ、終業時には、必ず建物全体の施錠の確認をする。

第6 地震対策に関すること。

地震時の活動は、前記自衛消防組織による活動を原則とする。

- (1) 注意情報の発表又は、警戒宣言が発令されたら、「地震防災マニュアル」に従い、管理権原者に業務継続の有無の指示を受け、掲示等を活用し、建物の利用者に周知する。
- (2) 警戒宣言が発令されたら、地震時の災害を防止する為、担当者に自主点検票1（別紙1）及び自主点検票2（別紙2）を実施させる。
- (3) 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
- (4) 地震が発生した場合は、次の安全措置を行う。
 - ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
 - イ 火気使用の禁止及び、火気設備器具等の直近にいる人は、使用中の電源及び燃料の遮断を行い、防火管理者に状況を報告する。
- (5) 防火管理者は、地震動が収まつたら、建物、火気設備器具等について点検させ、二次災害の発生を防止するため異常の有無を報告させる。尚、異常が認められた場合は応急措置を行う。
 - ア 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し、必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱防止の指示を行う。
 - イ 建物内に要救助者又は、傷病者が発生した場合は救護隊を編成し、すみやかに応急措置を行う。
 - ウ 避難にあっては、全員の身の安全を確保した後、敷地内指定避難場所に避難させる。（第1避難図 別紙3）
 - エ 避難状況を確認後、公共の指定する避難場所へ誘導する。

（第2避難図 別紙4）

オ 東海、東南海、南海地震による津波の発生する恐れがある場合は、建物が安全であれば最上階または屋上に避難する。ただし建物が津波の避難に適していないければ上記第2避難場所（公共の指定する避難場所）に避難する。

第7 定員及び収容人員に関すること。

管理者は常に館内等の定員、その他収容人員を遵守、管理する。

全体の収容人員、適正管理 600 人

第8 工事中の火気使用又は監督に関すること。

- (1) 防火管理者は、当該建物の増築・改築・移転・修繕又は模様替えの工事を行う場合は、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行う。
- (2) 防火管理者又は、補助者は溶接又は火気使用等の取扱い工事場所に立会い監督をすること。尚、工事場所には消火器等を準備させる。
- (3) 塗装などに危険物を持ち込む場合は、そのつど防火管理者の承認を得る。
- (4) 工事人に対して指示された場所以外では、喫煙又は裸火の取扱いをさせない。
- (5) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、氏名を明示させる。

第9 消防訓練等の実施に関すること。

防火管理者は、消火・避難訓練は1年に2回以上、通報・地震対応の訓練については定期に実施する。

1回目 5月頃

2回目 9月頃

第10 消防機関との連絡に関すること。

- (1) 防火管理者が変更になる場合は、防火管理者選任(解任)届出書(別紙7)及び防火管理者の終了証を添付し提出する。(2部)
- (2) 消防計画の変更又は工事中の消防計画については、消防計画書作成(変更)届出書(別紙8)を作成し提出する。(2部以上)
- (3) 消防用設備等の点検を定期的に実施し、3年1回、点検結果報告書を提出する。(2部)尚、不備がある場合は早期に改修し、その旨を報告する。
- (4) 当該建築物の増築又は改築並びに内装等を変更する場合は相談をする。
- (5) 焼津市火災予防条例に関する届出をする。(第43条及び第44条関係等)
- (6) その他

第11 防火・防災上必要な教育に関すること。

- (1) 防火管理者は担当者及び従業者等に対して「防火・防災のてびき」(別紙9)を活用して訓練実施後に防火・防災教育を行う。
- (2) 新入社員等必要に応じて防火・防災教育を行う。
- (3) 防火防災教育を実施した場合は防火管理維持台帳に記録し保管する。

第12 防火管理に関し必要な事項。

- (1) 防火管理維持台帳を作成し、各種届出書、防火防災教育等の防火管理業務を実施については記録し保管する。 電話番号 昼間 焼津高校

- (2) 緊急連絡先 氏名 _____ 夜間 _____

- (3) 建物内で使用するカーテン及びジュータン等は防炎処理済のものを使用する。
(該当 有 無)

- (4) その他

第13 防火管理業務の一部委託に関すること。 (該当 有・無)

防火管理業務の一部を警備会社等に委託する場合は、防火管理業務の一部委託状況表(別紙1-0)を添付する。

第14 管理の範囲 (共同防火管理 該当 有・無)

[消防計画について]

防火対象物の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

[消火器について]

- 1 消火器の設置場所を覚えて下さい。
自分の持場から近い順に2ヶ所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えて下さい。
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えて下さい。

[火気設備器具について]

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

[喫煙について]

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの喫煙は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

[危険物の取扱いについて]

- 1 危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

[避難施設の維持管理について]

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

[放火防止対策について]

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときには、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持つて行きましょう。

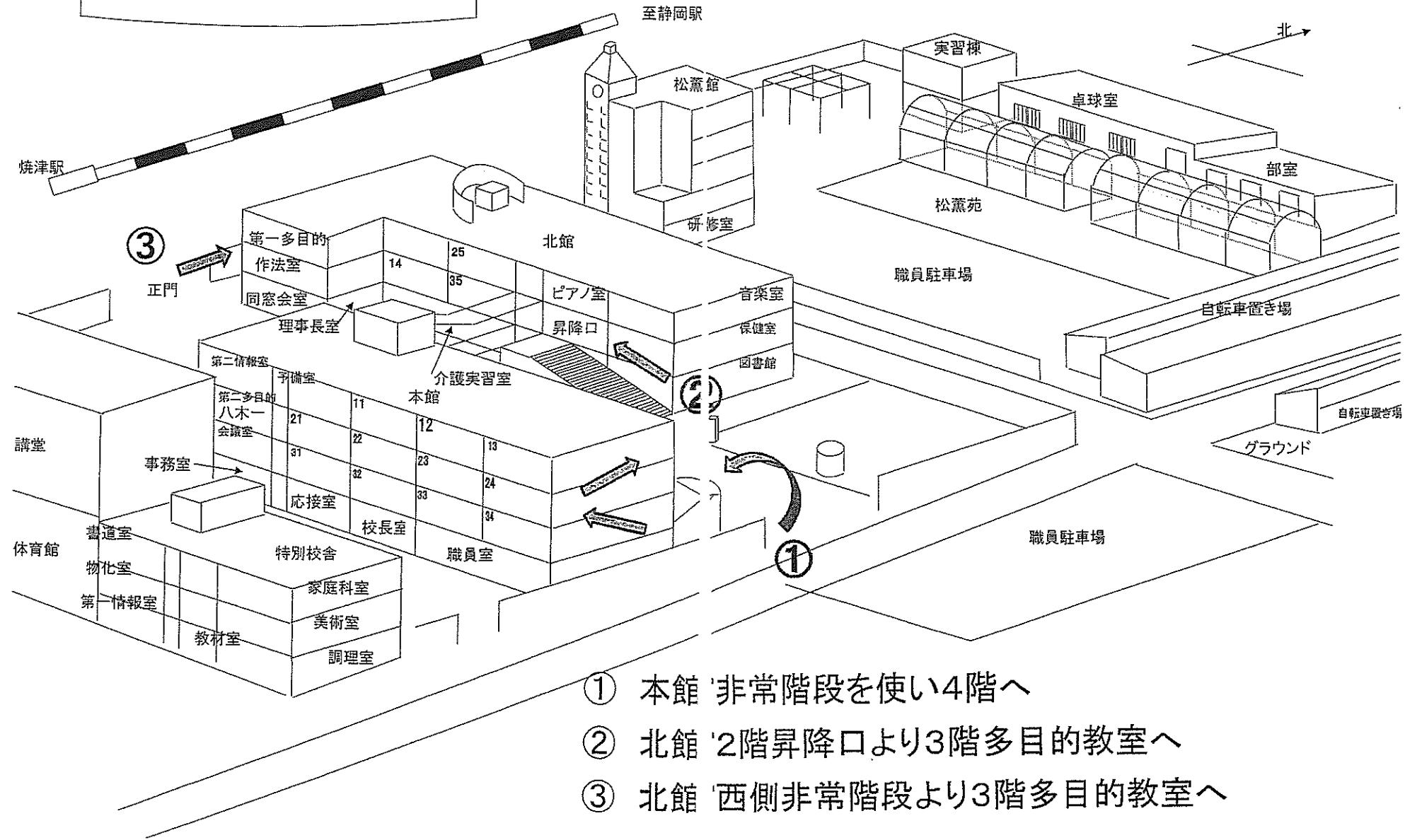
[火災時の対応]

- 1 通報連絡
119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）
防火管理者に連絡します。
- 2 消火活動
消火器・屋内消火栓等を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口まで館内者を誘導します。

[地震の対応、対策]

- 1 注意情報、警戒宣言の対策を確認すること
- 2 敷地内指定避難場所(第1)及び公共の指定する避難場所(第2)の確認
- 3 地震発生の対応
 - (1) 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
 - (2) 火の始末を行ってください。
揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

焼津高校校舎見取り図



暁星小学校

東京都千代田区

平成 24 年 2 月 3 日 午後 1 時～3 時

調査員 澤村

暁星小学校 教頭 吉川直剛

I 趣旨説明

II 説明

1. 3 / 11 当日の状況

- ・短縮授業中
 - 1. 2 年 3 校時で下校 11 時半頃下校
 - 3 ~ 6 年 4 校時終了後昼食、清掃後下校
- ・このため、1. 2 年生はほぼ全員下校し、帰宅していた
- ・5 年生は、校外学習で上野の科学博物館へ行き、12:00 に現地で解散（一部児童は学校へ戻る）
- ・3. 4. 6 年生のうち放課後残って遊んでいた児童とサッカーチーム員、聖歌隊員、委員会活動の児童、学年末で作品の仕上げ等のため残っていた児童がいた

14:46 地震発生

- ・サッカーチームはグラウンドで練習中：直ちにグラウンドの中央に集合
- ・聖歌隊は音楽室で練習中：揺れがある程度収まってからグラウンドに避難
- ・その他、グラウンドで遊んでいた児童、校舎内にいた児童：同じく避難
- ・教頭による点呼と人数の確認 児童約 130 名 教職員 30 数名
- ・教員による校舎内の確認
- ・テレビで交通機関の全面不通の情報（電気は平常通り）

15:30 頃

- ・教員を 2 班に分け、飯田橋駅（JR 総武線 地下鉄東西線・南北線・大江戸線）と九段下駅（地下鉄東西線・半蔵門線・都営新宿線）に走らせ、駅までと駅構内にいた児童を学校へ戻す 数名
- ・この時、教員が高性能の無線機を持って駅に向かう 学校に 1 台（教頭が持つ 2 方向で 2 台ずつ教員が持つ）

携帯電話が殆ど使用不可のため

この無線機は、那須での宿泊学習時に使用するため常備されていた

- ・メールの一斉発信開始（児童は無事との） やりとりできず 届かないところも

16：00頃

- ・グランドで再度点呼 児童135名 保護者（出迎えのため来校中）数名
- ・寒さのため児童らを1Fチャペルと宗教教室へ移動（すぐ避難できる場所）
- ・学校のホームページトップに
 - 学校待機の児童の学年・クラス・出席番号を掲示
 - 途中の駅から戻ってきた児童の分は随時更新
- ・困ったのは、保護者から問い合わせがあつても、学校にいない児童については答えようがなかったこと
- ・児童からも連絡：父親と一度連絡が取れ駅（途中の駅）で待つよう指示されたが、その後全く連絡も取れず迎えも来ないとのこと とにかく待つように指示

18：00

- ・残留児童約100名
- ・非常食セットを支給：カンパン、クラッカー、水とブランケット
- ・エアコン（ガス仕様）不調栓を開けてもすぐに止まる その繰り返しで朝まで
- ・中高（500人宿泊）の食堂でおにぎりの仕出し 小学校にも
- ・順次保護者の迎えあり、

21：00

- ・残留児童約30名
- ・教職員を3班に分け、3時間で3交代 電話の対応・引き渡しの確認に当たる
(ここまで数回の教員のミーティングで指示系統に従い教員が動いていた)
校長⇨教頭⇨教員
- ・共働きの教員は帰宅させる

3／12

6：00

- ・残留児童約30人
- ・近所のパン屋でパンを焼いてもらって朝食
- ・電車も動き始める
- ・順調に保護者の迎え

9：00頃

- ・残留児童1人
- ・教職員も退勤させる 校長・教頭ほか数名の教員が残る

12：00頃

- ・最終の児童引き取り完了

2. 休校

13日（日）教頭出勤

- ・近隣の私立に問い合わせ

休校・3校時から・平常通りの3通りに分かれる

- ・暁星としては「平常通り」と決定

理由：交通機関が平常運転

- ・理事長から余震の確率大の情報　急遽 14 日以降（3 日間）の休校を決定
- ・そのまま春休みに　修了式は中止
- ・3 月中の児童の登校を禁止
- ・教員：休校・春休み中の出勤は各自の判断で

3. 卒業式・入学式等

卒業式　：3月 19 日　予定通り実施

卒業生とその保護者のみ参加

登校日　：4月 7 日　：登校日

荷物の持ち帰り　教室移動

始業式・入学式　：4月 8 日

4. 校舎等の被害

- ・人的被害なし

- ・校舎の被害は軽微

戸口の鉄骨周囲の壁のコンクリートに多少のひび割れ程度

校舎は平成　年新築された

5. 震災への対応からの反省点・問題点、今後の課題と変更等

① 災害時緊急連絡用電話の使用出来なかつた

校長室にあったが実際の使い方についての確認がなかつた

⇒分配し、職員室（教頭机上）にも 1 台

使用法の確認

② 帰宅途中の児童や学校に残った児童への対応は想定されておらず、対応のしようもなかつた

⇒「登下校時に被災した場合の約束」の作成（資料参照）

⇒児童の帰宅は、保護者の出迎え引き取りを原則とする

③ ②に関連し

⇒防災マニュアルの大幅見直しを実施（資料「震災時における児童の避難、引き取り等の実施要項」）

⇒児童の通学域や使用交通機関等の把握と、教員の認識（資料「防災計画の見直し」「暁星小学校児童の引き取り所要時間に関する資料」）

④ 寝具の不備：ブランケットは役立たず

⇒個人持ちの寝袋を学校に常備（那須の宿泊学習時にも使用していた）

⑤ 暖かい食事が好評

備蓄品の見直し、增量の必要　今回は児童・教職員合わせて 170 人程度だったが

全校生が帰宅困難となった場合への備えが不十分
⇒水（保存水1本とミネラルウォーター2本）、α米等を1人3日分に增量
⇒カセットコンロ 紙皿 紙コップ マスク 湿布 ティッシュペーパー・
サランラップ 軍手など
⇒トランシーバーを8台常備（那須合宿用と別に）

⑥ 連絡方法の不備

⇒検討と見直し

6. 那須宿泊合宿の中止

- ・一学期の合宿を中止した
- ・地震の被害と原発事故の影響による
- ・夏休み前までに校舎の修復
- ・グランドの除染（約1haで600万の費用）
- ・二学期より再開

7. 校外学習において

- ・春の校外学習では山への遠足は中止
- ・旅行社に、移動途中の避難場所を確認させた

8. 避難所になったか

- ・隣の千代田区立九段中学が指定避難所になっているので、問い合わせがあった場合には、そちらに行ってもらった

9. 防災教育はどうなったか

- ・例年7月上旬に行っていた引き取り訓練を5月実施に変更予定
理由：暑い夏を避け、児童と保護者とで通学路の一部でも、歩いてもらいたい
ので

特に、地下鉄利用者が多いので出口を出たときに方角が判断できる訓練
を呼びかける
合わせてミネラルウォーターの交換

本校の教育について（その三）

校長 佐 藤 正 吉

はじめに

平成二十三年三月十一日、午後二時四六分に東北地方太平洋沖を震源地とするマグニチュード九の巨大地震・東日本大震災は、私たちに地震対策を根本から見直さなければならぬことを知らされたものでもあつた。

大震災で亡くなられた方々、被災された方々に心からご冥福お見舞いを申し上げますとともに、この大震災を今後の防災に生かすことが私たちの使命と思い、学校防災の在り方を考えてみた。これまでの防災対策をより具体化し、学校として、まず子どもの命を守ることを基本に、教職員が一丸となつて立案した「本校の防災計画」を示し、ご意見を賜ることで今後更なる改善を進めたいと考える。

一 大地震発生当日の記録

東日本大震災で、東京は震度五強を記録した。卒業式を一週間後に控え、学校は一年間の総まとめの時期であつた。地震発生時刻の本校の状況は、大方の学年は下校後であり、校内に残つていたのは、補習を行つていた三、四年生の一部とサッカー部及び聖歌隊の活動でいた子どもが中心であつた。大きな揺れが収まつた後、校庭の中央に「避難訓練」と同様に避難し、子どもの安全確認を行つた。さらに、最寄り駅まで教員を派遣し、下校途中の子どもの状況確認を行つた。この間も、大きな余震が続き校庭で待機していたが、寒さと降り出した雨で校舎内へ避難させた。同時並行で、各家庭との連絡、地震情報等の収集、教職員の配置

等まさに分割みでの行動であつた。

三月十四日に教職員に配布した『東北地方太平洋沖地震（「東日本巨大地震」）に対する学校の対応について』に示した『緊急体制による児童の安全確保（三月十一日）』からの項目を、当日の記録として示す。

- ①午後二時四六分に発生した巨大地震（M9）により、二三区も震度五強となつた。
- ②当時学校にいた児童の安全確保と下校途中の児童の状況確保のためHPで周知。
- ③校舎一階を臨時避難場所とした。（宗教教室、聖堂）
- ④非常食（乾パン）と水の支給、夕食おにぎり（中高の食堂が用意）
- ⑤体育用マット、段ボール、保温シート、簡易カイロの準備
- ⑥一斉配信メールによる周知
- ⑦校内の児童数約一三〇名（発生時）→約一〇〇名（夕刻時）→③約八〇名（午後八時）→約三〇名（午後八時）→約三〇名（翌午前七時）→全員引き渡し完了（翌正午）
- ⑧教職員は、基本的に全員学校待機で児童の安全確保、指導、連絡等にあつた。

なお、携帯電話がつながりにくくなつていていたが、一斉配信メールによる連絡配信を行うとともに、電話や公衆電話を使っての連絡を行つた。また、ホームページには学校待機をしている子どもの学年、組、出席番号を掲載して安全確認を連絡した。

また、着信用の電話回線を確保して、各家庭からの問い合わせに対応した。これは通常緊急連絡用の電話（番号は毎年四月号の「学校だより」で周知）としている電話が主であったが、併せてもう一本の回線を着信用に用いた。各家庭との連絡を通して、百名を超える児童が下校途中であ

ることが判明し、最終的には十二日明け方までには児童が保護者の元に無事に帰ったことが確認された。

さらに三月十三日夕方に、①気象庁発表による余震の発生確率、②東京電力発表による計画停電による影響、③鉄道各社による計画停電と電車運行状況などを総合的に考え、

三月十四日からを臨時休校として一斉配信メールにより各家庭に連絡した。なお、臨時休校中の子どもの生活に関することや学習課題については、ホームページに掲載した。

二 下校途中の児童の状況について

東日本大震災は、改めて登下校途中の児童の状況把握と安全確保のための手立て的重要性を知らされた。学校の最寄り駅が二カ所で、併せて七本の鉄道の接続がある本校は、東京都内はもとより横浜・湘南方面、千葉方面、埼玉等、中には一時間半を超える通学時間の児童もいる。

大地震発生時の児童の状況を、後日行つた調査に基づいてまとめると次のような状況であった。

① 東日本大震災発生時（三月十一日午後二時四六分）ど

こにいたか。

○学校（一六%） ○自宅（四三%）
○帰宅途中（二三%） ○その他（一八%）

※「その他」とは、習い事等で学校以外の場所

② 「帰宅途中」の児童はどういう状況であったか。

○駅構内（三六%） ○電車内（四三%）
○歩行（一一%）

③ 「帰宅途中」「その他」の児童は、家庭との連絡方法をどのようにしたか。

○携帯電話（二八%） ○公衆電話（一五%）
○携帯メール（一七%） ○その他（三〇%）

※連絡方法は、実際に家庭と連絡できた時のもの

※その他は、習い事等の場所での連絡

④児童は、各家庭と緊急の際の「待ち合わせ場所」を決めているか。（調査時点：平成二三年五月現在）

○決めている（三八%） ○決めていない（四五%）

○今、考えている（一七%）

三 児童の安全確保と臨時休校

東日本大震災の被害状況と、福島第一原発の被害状況と放射線問題等の深刻さが報道されるにつれ、児童の安全確保を第一に考えた学校としての対応を各家庭に周知することが重要な課題となつた。その際、各家庭への情報提供手段としては、一斉配信メールを第一に活用した。ただし連絡文字数の制約もあることから併せてインターネットの本校のホームページ（保護者専用ページ）で詳しい連絡を行つた。

このような災害時は、何よりも適時性と正確な情報が重要であり、しかも広範囲の地域に在住している各家庭との連絡にはしっかりと通信手段を整えておくことが重要である。その前提として、災害時の基本事項を学校と家庭がしっかりと確認しておくことが大切であると再認識した。

三月一七日には、職員会議で全教職員が確認したことを各家庭に「大地震に伴う学年末、次年度等に関する件について」の通知として配信した。記録として一部を抜粋しておぐ。

（一）当面の対応と春季休業について

○臨時休校を三月一九日までとする。また、三月中の児童の登校は原則禁止とする。

○家庭通信表、修了証など学年末に渡す書類等は四月の登校日に渡す。

○平成二三年度の始業式は予定通り四月八日とし、

七日を前日登校日とする。

- 選抜サッカー部の春季合宿・練習、聖歌隊コンサートは中止とする。

(二) 卒業式について

- 六年生とその保護者のみの参加として、予定通り

一九日(土)に実施する。

- 安全のため、児童は保護者同伴で登校する。

- 卒業式に関する練習は当日の朝行うため、式開始時刻が予定の九時三〇分が若干遅れる予定。

(三) 四月七日の前日登校について

(四) 四月八日の始業式、入学式について

(五) 四月八日の始業式、入学式について

(六) 各学年からの連絡事項(課題等を学年ごとに連絡)

- (六) 晴星特活からの連絡(ステラ、サッカー部、聖歌隊)また、新入生の各家庭には入学式の連絡を郵送するとともに、ホームページの紹介と緊急用電話番号を伝えた。

四 学校防災体制の改善に向けて

新年度は大地震の余震、原発事故による放射能問題、節電、計画停電、電車運行状況等様々な課題を抱えての出発となつた。言うまでもなく学校運営上の基本は児童の安全であり、そのためにはこれまでの学校防災体制の見直しと、大震災発生に備えた具体的な防災計画が必要であるとの認識で、新学期の最優先課題として取り組んだ。

まず、幼、小、中高の管理職を中心に震災に備えての学園の対応や備蓄等を話し合つた。また、本校の消防計画をより具体化した「平成二三年度 震災における児童の避難、引き取り等の実施要項」を定めた。そして、六月一日の職員会議で教職員全体の共通理解を図つた。さらに、備蓄必要物品の確保を図るとともに、保護者には六月二十四日付けで「防災計画の見直し」についての通知文を出した。

その主な内容を抜粋する。

「震災時の児童の避難、引き取り等の実施要項」より

(一) 目的

- ① 地震や火災及び緊急避難情報発令時に、迅速かつ適切な避難行動により児童の安全を確保する。一次避難場所は学校内、二次避難場所は北の丸公園とする。
- ② 帰宅困難となって学校等に残留した際、児童の安全確保と共に健康の維持を図る。
- ③ 児童が安全に引き取られ、帰宅できるように情報収集に努め、保護者との事前の了解に基づいて安全な引き取り、帰宅を支援する。

(二) 組織

- ① 本部組織・学園本部、担任組織、支援組織から成る。
災害対策本部を職員室に置く。
- ② 担任組織・避難行動は基本的に学級を基礎単位として行う。
- ③ 支援組織・児童管理、情報管理、健康管理、物資管理、涉外管理、施設管理から成る。

(三) 用品、備蓄品

- ① 食 料・非常食セット、保存水、α米、ミネラルウォーター
- ② 防災用具・懐中電灯、寝袋、災害用電話、トランシーバー、ホワイトボード、マスク、湿布、ティッシュペーパー、サンランラップ、軍手、カセットコンロ、紙皿、紙コップ等

(四) 地震発生後の対応

- ① 発生が、午前もしくは昼過ぎの場合(全児童学校)
- ② 発生が、朝もしくは午後三時以降(一部児童、校内、通学途中)

(五) 備 考(引き取りに要する所要時間試算結果)

大震災発生時、環七の内側は全面通行止めとなる。

- 概ね一二時間以内・・・二八・七%
- 概ね三四時間以内・・・二三・〇%
- 概ね五六時間以内・・・二七・七%
- それ以上の時間・・・二〇・六%

(全校児童の最寄り駅、通学経路に基づいて試算)

(保護者への通知)「防災計画の見直しについて」より

- (一) 地震発生時の避難について (略)
- (二) 児童の宿泊について

(略) 引き取り者が来校されるまでの時間、宿泊できるように新たな準備を行いました。宿泊のために準備した備蓄品は以下の通りです。(略)

(三) 災害発生後の連絡について

- ①一斉配信メール (略) ②小学校ホームページ (略)
- ③電話連絡 (略) ④ファックス連絡 (略)

(四) 引き取りについて

(略) お迎えは、行き帰りの交通手段や十分な安全を確認しておいでください。また、長距離、長時間歩くことも考えられますので、簡単な食料や飲料水などの携行品も忘れずにご持参ください。

(五) 登下校途中の被災について

(略) 別紙の「登下校時に被災した場合の約束」に記入いただき、一部を学校にご提出ください。この用紙は、災害発生時に何処にいるかによって、どのように行動するかを事前に決めていただくものです。比較的の学校や自宅に近い場所では、駅周辺に留まるより、自宅や学校に歩いて向かった方が良い場合があります。体力にあわせてお考えいただくことも大切です。

(略)

「登校中に被災した場合の約束」(カード)より

①通学路の途中で大地震が発生したとき、途中で避難できる場所を記入してください。

（各駅、都立高校、帰宅支援ステーション、コンビニ等）
②通学路上（もしくは通学路付近で）、一時預かりを依頼できる場所がありましたら、記入してください。
(父親の勤務先、叔父の家、等)

③新たに引き取り人として加える方がいれば記入してください。

五 小学校の防災対策の基本的な考え方

基本的な考え方として、東京直下型大震災等大規模地震の発生によりライフラインがマヒしたものとして対応と準備を行う。

①基本的に、保護者への引き渡しを原則として、それまでには学校内待機とする。

②小学校に対策本部を設け、学園との連絡や情報収集・発信を行う。

③一斉配信メール、ホームページ、緊急電話、ファックスを使って各家庭との連絡を行う。

④非常対策用の物品を備蓄する。（非常食・飲料水・薬品・寝袋・懐中電灯・雑貨品・ガスボンベ・簡易トイレ等）

⑤発電機等の大型備品については学園としての保管として用意しておく。

⑥緊急電話、トランシーバー等を必要数準備する。

⑦大震災発生時の教職員体制を具体化する。なお、本区及び隣接区内に在住する教職員は非常時の緊急参集要員とする。

六 那須合宿に関する

本校の特色ある教育活動として重視している那須合宿については、次のような準備のもと実施を再開した。

- ① 学舎は耐震補強を行つてるので、東日本大震災の大きな被害はなかつたが、屋上の防水、天井の一部への水漏れ、食堂及び風呂場の一部ひび割れ等が発覚した。
- ② 福島第一原発事故による放射線量への懸念があり、那須町との連絡を密に取ると共に、学舎管理人により、六月から放射線量観測を行つた。
- ③ 那須町の放射線量数値等を考慮して、七月に専門業者による学舎校庭等の表土除去を行つた。その際校庭の雑草は全て除去した。また、雨樋の高压洗浄と修理、下水口の整備を行つた。
- ④ 平成二三年度の那須合宿は、春の二年生から六年生までは中止とした。夏の自然体験合宿、選抜サッカー合宿を行い、二学期の二年、三年、四年の那須合宿を行つた。ただし、活動内容に関しては、放射線問題等を十分考慮し、開館されている「動物王国」での活動や学舎での活動を中心とした。なお、大沢小学校との交流農作業体験活動は実施しなかつた。
- ⑤ 那須学舎での調理に関しては、安全な物として通常に販売されている食材を使用した。
- ⑥ 大地震の再発生を警戒し、那須合宿への引率教職員数を従来の人数より一名以上増員した。
- ⑦ また、大地震発生に際して、バスがなるべく短時間で確保できるように配慮した。

まとめに変えて

東日本大震災は、「未曾有」の大地震と言われた。中でも「想定外」と言われた巨大津波は人々の尊い命を多く奪つた。この体験は、私たちの防災に関する考え方を根底から変えつた。これまでには、防災と言つてもやや人ごとの感があつた。また、大地震の可能性がとう意見に関しても、少し経つと関心が薄れてしまう傾向があつた。

それが東日本大震災によつて一変した。また、絶対に安全だと信じ切つていた原発に関する信頼が大きく揺らいだ。「自分の命を守るために何をしなければならないか。」「大災害の発生に際して、人と人とのつながりの大切さを改めて感じた。」等々、この一年間、至る所で言葉が交わされた。さらに、つい先日「首都直下型大地震が発生する割合は、この四年間で七十%」というニュースが報じられた。

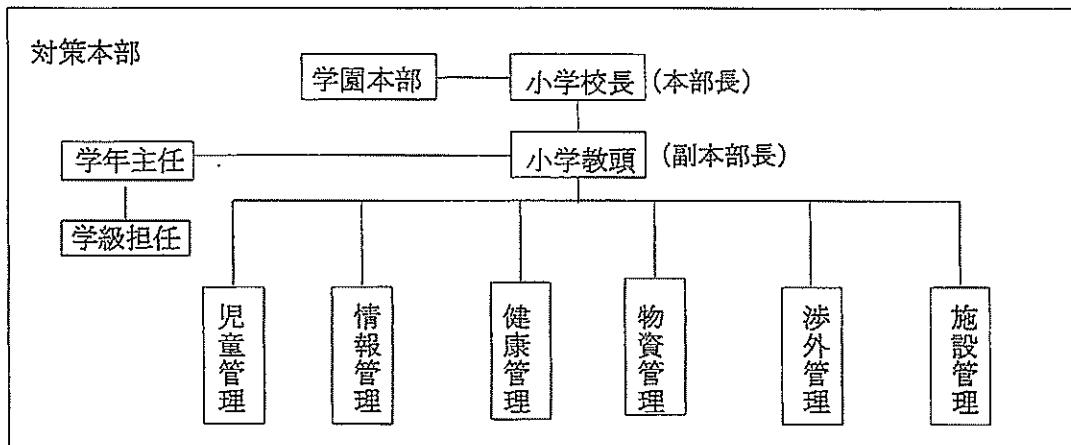
学校は、子どもの安全を大前提として進められなければならない。当たり前のことではあるが、これまでの取り組み方で大丈夫だろうかという反省に基づいて、今、学校としてやらねばならないこと、やるべきことについて具体的な取組が進んだ。その一端を今回は紹介した。「避難訓練」は、年間の指導計画に基づいて行つているが、いざというときに役に立つものかという考え方のもとに、子どもたち一人一人に避難の基本として指導している「お（さない）、は（しらない）、し（やべらない）、も（どちらい）」の合い言葉の大切さと共に、臨機応変に行動できる子ども、教職員でなければならぬと痛感した。そして、学校だけでなく、各家庭、各地域、各企業などが一体となつて防災について考え、備えることが重要であると考えるこの頃である。

平成23年度 震災時における児童の避難、引き取り等の実施要項

- 1. 目的**
- (1) 地震や火災及び緊急避難情報発令時に、迅速かつ適切な避難行動により児童の安全を確保する。一次避難場所は学校内、二次避難場所は北の丸公園とする。
 - (2) 帰宅困難となって学校等に残留した際、児童の安全確保と共に健康の維持を図る。
 - (3) 児童が安全に引き取られ、帰宅できるように情報収集に努め、保護者との事前の了解に基づいて安全な引き取り、帰宅を支援する。

2. 組織

- (1) 本部組織 児童の避難行動及び引き取りが迅速かつ適切に行われるよう、児童への指導を担当する担任組織と、学校等での避難及び引き取り等のための実施計画を策定する支援組織により本部を構成する。また、組織は校長・教頭が統括する。



- (2) 担任組織 避難行動は、クラス単位で行う。学校残留の際の児童管理も、原則クラス単位。但し、発生が放課後の場合は、2学年を3名で担当する。

*発生が授業時間など全校児童が学校にいる場合

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
責任者	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
児童管理	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

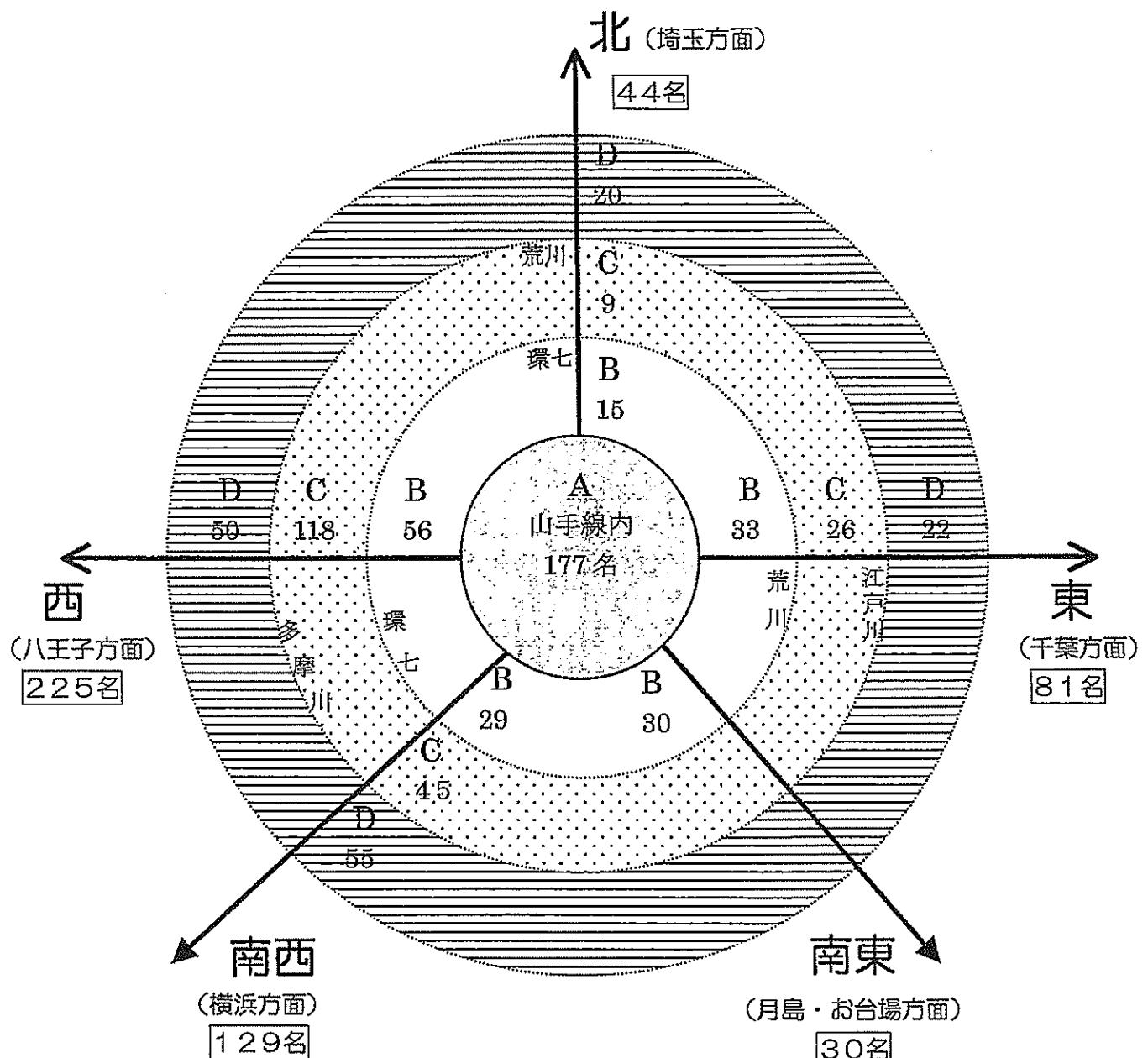
*発生が放課後などの場合

学年	1年・2年	3年・4年	5年・6年
責任者	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
児童管理	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

業務の手順

- ①一次避難場所、及び教室等への誘導・整列。（二次避難場所への移動は数日後）
- ②名表をもとに点呼。安否確認。
- ③各責任者は安否情報を隨時報告。（教頭へ）
- ④児童の管理、監督。（生活指導、非常物資の配布）※配布時機等の指示は宮内
- ⑤児童の引き渡し（引き渡し者の確認、名表でのチェック）

暁星小学校児童の引き取り所要時間に関する資料



- … 12時間以内 (177名)
 - … 24時間以内 (164名)
 - … 36時間以内 (198名)
 - … 48時間以上 (147名)
- } 引き取り可能と思われる時間
- ※ 但し、被害状況によって左記の時間は異なる。

他、徒歩通学 28名

2011年5月23日現在

保護者各位

暁小第23-77号
平成23年6月24日

暁星小学校
校長 佐藤 正吉

防災計画の見直しについて

梅雨の合間にはどことなく夏めいた風を感じさせます。皆様にはますますご清栄のことと存じます。

さて、3月11日の東日本大震災以降、頻繁に続いていた余震の回数も減ってきました。しかしながら、気象庁では、今後も大きな余震や他の地域を震源とする大規模な地震に警戒をするように呼びかけています。本校でも、今回の経験をふまえ、これまでの防災計画を見直しを行いましたので、概要のご報告をいたします。

尚、二学期の保護者会にて詳細の説明を予定しております。

【1】震災発生時の避難について

第一次避難場所は、小学校内。第二次避難場所は北の丸公園となります。校内での避難行動は、従来通り、グランドで点呼や安否確認をした後、校舎内の安全確認をしてから教室に戻り、引き取り者を待ちます。但し、発生時刻により、校内の児童数が少ない場合は、その人数によって教室以外の待機場所に変更することもあります。

【2】災害発生後の連絡について

大震災では、携帯電話、一般電話、メール等の通信手段が繋がりにくい状況となりました。連絡手段に関しては現在も更に検討していますが、保護者会等でもお伝えしましたように、学校からの緊急連絡は、当面以下の通りとします。

①一斉配信メール…子ども安全連絡網（Fair Cast）による連絡

保護者会でもお願いしましたが、音声連絡が届かない可能性もありますので、できるだけメールでの受信に切り替えをお願いします。

②小学校ホームページ…災害時は、一斉配信で送信したものと同じ内容の文章等を掲載しますのでこまめにチェックして下さい。

③電話連絡 …回線が混み合っている場合は、緊急用電話（03-3221-5305） (03-3261-1510) にご連絡下さい。尚、児童からご家庭への連絡は、災害用回線も使用しますが、この回線は発信専用とします。

④FAX … 主に、児童の安否などに関する情報、お問い合わせにお使いください。 (03-3261-1550) 特に、お子さんが通学途中である場合、お子さんと連絡が取れた場合にもご連絡ください。

その他、災害時伝言ダイヤルなどの活用も、各ご家庭で話し合っておいてください。

【3】児童の宿泊について

3月11日同様、大震災後は交通機関が麻痺した状態が続くと予想されます。引き取り者が来校されるまでの時間、宿泊できるように、寝袋の校内保管等新たな準備を行いました。

①非常食…従来の乾パン類の他に、α米を購入しました。

②保存水及びミネラルウォーター

…従来の備蓄では一人1本ずつでしたが、更に1本ずつ保存水を購入しました。また、帰宅時や長期間の滞在に対応するため、ミネラルウォーター（保存水ではなく、1年間の賞味期間のもの）を各児童2本ずつ購入する予定です。
(二学期当初購入予定)

その他にも、必要と思われる物資を購入しました。尚、飲用可能な水は地下タンクに確保できています。水量は数日間全校児童に対応できるようになっています。

【4】災害時の児童引き取りについて

児童の引き取り者は、原則事前にお届けいただいている方に限っています。災害時に備え、今回、新たに知人の方（保護者同士は除く）や高校生以上のご兄弟も引き取り者に加えていただいて結構です。別紙の「登下校時に被災した場合の約束」にご記入下さい。依頼する方には、お子さんの学年、クラス、出席番号を正確にお伝えください。引き取りの手順は、1階ホールにいる係の指示に従って下さい。

尚、お迎えは、行き帰りの交通手段や十分な安全を確認しておいでください。また、長距離、長時間歩くことも考えられますので、簡単な食料や水などの携行品も忘れずご持参ください。

【5】登下校中の被災について

児童が登下校中に被災した場合、3月11日同様、長時間車内や駅構内に留め置かれる場合が予想されます。今回も数名の児童が発災後12時間近く経って保護者と合流できたケースもありました。既に、各ご家庭で取り決めていらっしゃるかと思いますが、裏面の記入例を参考に別紙の「登下校時に被災した場合の約束」にご記入いただき、一部を学校にご提出ください。この用紙は、発災時に何処にいるかによって、どのように行動するかを事前に決めておいていただくものです。比較的学校や自宅に近い場所では、駅周辺に留まるより、自宅や学校に歩いて向かった方がよい場合もあります。体力に併せてお考えいただくことも大切です。

例えば、市ヶ谷駅で被災した場合、道順を事前に確認しておけば学校まで歩いて移動することが望ましいと考えます。原則的には、低学年では最寄り駅から2~3駅程度が徒歩で移動できる限度です。長期のお休みなどで、実際に歩いてみるとことをお勧めします。

また、帰宅支援ステーション、帰宅支援マップサービスなどの情報をインターネットで閲覧できますので、それぞれのキーワードで検索しておいてください。

用紙は原本をご家庭で保管。二部コピーを取って、一部をお子さんのランドセルなどに、もう一部を学校に提出してください。（提出期限は7月4日（月））

登下校時に被災した場合の約束（記入例：自宅最寄り駅が調布の場合）

提出期限は、7月4日(月)です

年 組 番 氏名

①通学路の途中で大地震が発生したとき、途中で避難できる場所（待ち合わせ場所）を記入してください。

自宅→
調布駅～つつじヶ丘駅…歩いて帰る
仙川駅～新宿三丁目…各駅で待機する→
曙橋駅～九段下駅…歩いて学校へ

ただし、

- ・桜上水駅は都立松原高校（帰宅支援ステーション）
- ・笹塚駅は父の勤務先
- ・新宿駅は都立新宿高校（帰宅支援ステーション）

へ行くこと。
(前後1駅なら歩いて上の所へ)

※避難場所は、保護者（引き取り人）と待ち合わせる場所にもなりますので、お子さんの分かる場所を指定してください。

※地下鉄などでは、駅に留まらない場合もあります。付近の帰宅支援ステーションも事前にお調べください。

②通学路上（もしくは通学路近辺）で、一時預かりを依頼できる場所がありましたら、記入してください。（暁星児童の家は除く）

名前（もしくは施設名）	住所及び児童との関係	電話番号
エトワール設計事務所	渋谷区笹塚○一□□一△（父の勤務先）	○○○○-○○○○
暁星正吉	文京区本郷△一〇〇（叔父の家）	△△△△-△△△△
九段真理亜	新宿区山吹町口一△△一□□一〇〇〇（知人の家）	□□□□-□□□□

③新たに引き取り人として加える方が
いれば記入してください。

氏名	児童との関係
暁次郎	従兄弟

④上記以外で、登下校中に被災した場合のご家庭での約束
があれば記入してください。

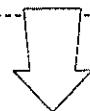
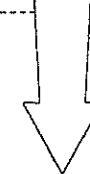
朝は、父の勤務先が開いていないため、笹塚駅や幡ヶ谷駅などにいる場合は、笹塚駅のそばにあるセブンイレブンでまつ。
駅員さんから駅で待つように指示された場合は、そのまま駅でおむかえを待つ。
自宅と連絡が取れないときは、学校に連絡する。

4. 地震発生後の対応について

大地震発生後、引き取りまでの児童数は、発生時間帯によって異なる。本校児童の居住地域、最寄り駅等の分布状況（資料1、資料2）から、東京都23区以外、或いは多摩川（西および南西）、荒川（北及び東）、より外側の地域は、引き取りまでに36～48時間以上要すると想定した。想定数はおよそ200名とする。一日目は以下の要領で児童を預かり、二日目以降は、学園全体で物資を運用、引き渡し作業を行う。

①発生が午前、若しくは昼過ぎの場合（欠席児童を除く全校児童が校内にいる）

- ア) 各授業担当者が机の下などへの避難を指示。全校放送の指示に従ってグランドに誘導。（避難訓練の方法に従う）
- イ) 施設管理は、校舎内の安全を確認。教頭（校長）は、チェックリストを各担任に配布。各担任は、安否確認と傷病状況のチェックを行う。
（負傷等の児童は、直ちに健康管理の担当者へ）チェック終了後、担任→学年主任→教頭に提出。
- ウ) 余震などの状況を見て、安全を確認後、各担任が教室へ誘導。危険箇所が発見された場合、対応を決定（校長）した後に移動を行う。
- エ) 災害対策本部を職員室に設置する。（ホワイトボードの設置。災害用電話の取り付け。災害時関係書類などを準備。）

	担任	児童管理	情報管理	健康管理	物資管理	涉外管理	施設管理
教室へ避難後 夕刻まで (17:00頃)	各教室で自習など。（ビデオ鑑賞などはいいが、テレビの災害情報は見せない。） 家庭へ電話※1 下校した児童の記録	健康状態の悪い児童は健康管理担当へ 引き取り者の対応、引き渡し作業。※2	首都圏の被災状況や交通情報等を収集し、ホワイトボードに記入 一斉配信メールで避難状況等を送信 HPに配信メールの内容と校内に残っている児童の学年クラス出席番号を掲載	傷病者の確認。 病院への搬送が必要な場合には、校長に判断を仰ぎ、病院への連絡、搬送手段を検討。 搬送等の必要がない場合は教室を回って児童の健康状態を確認。	非常食の個数、保存状態の確認。 本部と相談し、配布計画を策定。 中高の担当者と協議し、中高備蓄品等で必要なものを調達 機中電灯の配布	保護者からの連絡に対応。 必要に応じて本部へ転送。 引き取り人が来校した際は本部へ連絡。名表にチェック※2	危険箇所の再度確認。 大きな亀裂等はメモしておき、余震の度に確認。 エアコン等必要な復旧作業
夕刻から 20時頃まで	非常食など備蓄品の配布。 3年生以上は、物資管理からの指示で備蓄品を取りに行かせる（α米は教職員が運搬）	物資管理等からの連絡を各クラスへ伝達。 引き取り人が来校した際には、引き続き引き渡し作業を行う。	HP上で、児童の様子などを掲載。無理のないように引き取りを依頼。 首都圏の被災状況や交通情報等をホワイトボードに記入	児童の状況に応じて、手が空いていれば、物資管理の手伝い。（α米の準備）	配布計画に基づき、非常食等（乾パン・水）の物資を児童に配布。（3年生以上は取りに来させる。1, 2年生は児童管理担当者が教室まで運搬） α米の準備。※3		
21時頃	点呼（名表を確認） 就寝準備 児童就寝 本部へ報告（名表を提出）	就寝準備の手伝い		就寝準備の手伝い プリブチシートの用意	プリブチシートの準備		余震の状況に応じて、手が空いた場合、物資管理の支援

教職員ミーティング（深夜の勤務態勢の発表）

※1：家庭への電話は、児童の携帯電話、災害用電話等を利用する。（一般回線は原則使用させない。）災害電話等を利用する児童は、職員室の混雑を避けるため、各クラス小グループ化し、本部からの案内でグループ毎に職員室へ移動させる。児童の移動は、児童管理担当が引率、或いは指示する。

※2：引き取り作業は、原則以下の通り。（引き取り者が多く来校する時間の手順）

- ①「引き取り者」（保護者）来校。児童管理4名（責任者を除く）は、1Fホールで学年毎に並ぶように指示。
- ②上記の4名が引き取る児童を名表で確認、チェック。チェックが済んだ学年毎に、当該児童の教室階へ行くよう指示。
- ③担任は、当該児童を名表でチェックし、引き渡し。

☆ピークが過ぎた後は、当直が①の作業を同様の手順で行う。チェックが終わったら、無線で廊下待機の当直教員へ連絡。引き取り者は1Fで待つ。廊下待機教員は当該児童を起こし、1Fに連れてくる。（その際は、トランシーバーの配置を変更）

※3：α米の準備は、BFLの階段下で。多目的室から机を用意し、ガスコンロ、電気ポット（停電ではない場合）で湯を沸かす。
開封をする人、湯を注ぐ人、かき混ぜて再度封をする人でそれぞれ分担して行う。熱湯を使用するので、運搬は教職員で行う。

☆二日目の6:00を過ぎた段階で職員朝礼を実施。児童の人数や被災状況をふまえてその後の方針を決定する。

- ②発生が朝、若しくは午後3時以降の場合（一部児童が校内、一部児童が通学途中）
- ア) 教職員は自分の近くにいる児童の安全を確保。落下物等に注意するように指導。全校放送の指示に従ってグランドに誘導。（避難訓練の方法に従う）
- イ) 施設管理は、校舎内の安全を確認。教頭（校長）は、チェックリストを各担任に配布。各担任は、安否確認と傷病状況のチェックを行う。
- （負傷等の児童は、直ちに健康管理の担当者へ）チェックが終わったら担任→学年主任→教頭に提出。担任が出勤前など不在の場合もあるので、校内に残っている児童数をふまえて、
2-(2)を参考に担任組織の構成を行う。
- ウ) 担任組織以外の先生は、九段下、飯田橋に向かい、児童を確保して学校まで誘導する。（トランシーバーの携帯）
- エ) 余震などの状況を見て、安全を確認後、各担任が教室へ誘導。人数が少ない場合や教室の一部に危険箇所が発見された場合、避難場所の変更を決定
(校長)した後に移動を行う。（原則的に低層階から）
- オ) 災害対策本部を職員室に設置する。（ホワイトボードの設置。災害用電話の取り付け。災害時関係書類などを準備。）

担任	児童管理	情報管理	健康管理	物資管理	涉外管理	施設管理	
教室へ避難後 夕刻まで (発生が朝の場合 は11:00頃)	各教室で自習など。ビデオ鑑賞などはいいが、テレビの災害情報は見せない。 家庭へ電話※1 下校した児童の記録 (朝発生の場合は昼食を取らせる)	健康状態の悪い児童は健康管理担当へ 引き取り者の対応、引き渡し作業。※2	首都圏の被災状況や交通情報等を収集し、ホワイトボードに記入 HPに配信メールで避難状況等を送信 HPに配信メールの内容と校内に残っている児童の学年クラス出席番号を掲載	傷病者の確認。 病院への搬送が必要な場合には、校長に判断を仰ぎ、病院への連絡、搬送手段を検討。	非常食の個数、保存状態の確認。 本部と相談し、配布計画を策定。	保護者からの連絡に対応。 必要に応じて本部へ転送。 引き取り人が来校した際は本部へ連絡。名表にチェック※2 登下校中児童の安否確認。 不明児童をホワイトボードに記載※4	危険箇所の再度確認。 大きな亀裂等はメモしておき、余震の度に確認。 エアコン等必要な復旧作業
夕刻から 20時頃まで	非常食など備蓄品の配布。 3年生以上は、物資管理からの指示で備蓄品を取りに行かせる（α米は教職員が運搬）	物資管理等からの連絡を各クラスへ伝達。 引き取り人が来校した際には、引き続き引き渡し作業を行う。	HP上で、児童の様子などを掲載。無理のないように引き取りを依頼。 首都圏の被災状況や交通情報等を引き続きホワイトボードに記入	児童の状況に応じて、手が空いていれば、物資を児童に配布。（3年生以上は取りに来させる。1, 2年生は児童管理担当者が教室まで運搬） α米の準備。（お湯や机の用意）※3	配布計画に基づき、非常食等（乾パン・水）の物資を児童に配布。（3年生以上は取りに来させる。1, 2年生は児童管理担当者が教室まで運搬） α米の準備。（お湯や机の用意）※3		
21時頃	点呼（名表を確認） 就寝準備 児童就寝 本部へ報告（名表を提出）	就寝準備の手伝い		就寝準備の手伝い ブチブチシートの用意	ブチブチシートの準備	余震の状況に応じて、手が空いた場合、物資管理の支援	

教職員ミーティング (深夜の勤務態勢の発表)

※1：家庭への電話は、児童の携帯電話、災害用電話等を利用する。（一般回線は原則使用させない。）災害電話等を利用する児童は、職員室の混雑を避けるため、各クラス小グループ化し、本部からの案内でグループ毎に職員室へ移動させる。児童の移動は、児童管理担当が引率、或いは指示する。

※2：引き取り作業は、原則以下の通り。（引き取り者が多く来校する時間の手順）

①「引き取り者」（保護者）来校。児童管理4名（責任者を除く）は、1Fホールで学年毎に並ぶように指示。

②上記の4名が引き取る児童を名表で確認、チェック。チェックが済んだ学年毎に、当該児童の教室階へ行くよう指示。

③担任は、当該児童を名表でチェックし、引き渡し。

☆ピークが過ぎた後は、当直が①の作業を同様の手順で行う。チェックが終わったら、無線で廊下待機の当直教員へ連絡。引き取り者は1Fで待つ。廊下待機教員は当該児童を起こし、1Fに連れてくる。（その際は、トランシーバーの配置を変更）

※3：α米の準備は、BPIの階段下で。多目的室から机を用意し、ガスコンロ、電気ポット（停電ではない場合）で湯を沸かす。
開封をする人、湯を注ぐ人、かき混ぜて再度封をする人でそれぞれ分担して行う。熱湯を使用するので、運搬は教職員で行う。

※4：不明児童の安否確認は本部の判断で、本部と涉外管理ができる限り行う。
☆二日目の6:00を過ぎた段階で職員朝礼を実施。児童の人数や被災状況をふまえてその後の方針を決定する。